

南九州市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第 38 号

南九州市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

南九州市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例（令和 4 年南九州市条例第 8 号）の施行期日は、令和 8 年 9 月 24 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。